

第396回宮城県議会議案に対する意見について

第396回宮城県議会(令和7年6月定例会)に提案される下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和31年宮城県教育委員会規則第12号)第3条第1項の規定により、令和7年5月30日に専決処分し、異議のない旨回答した。

よって、同条第2項の規定により報告する。

記

1 予算外議案

(1) 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

令和7年6月11日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

財第 46 号
令和7年5月27日

宮城県教育委員会教育長 殿

宮城県知事 村井 嘉浩



第396回宮城県議会議案について(照会)

このことについて、下記議案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

1 予算外議案

(1) 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

1 予算外議案(教育庁関係分)

(1) 条例議案

議案 番号	名称	概要
93	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例	<p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行おうとするもの</p> <p>施行 令和7年10月1日等 所管 教職員課</p> <p>1 妊娠又は出産等についての申出をした学校職員等に対する意向確認等の措置の追加 2 引用条項の移動</p>